

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第十五条の四の四

第一項の産業廃棄物の無害化処理に係る認定の申請があった件

○環境省告示第五号（平成二十九年二月二日）

廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和四十五年法律第百三十七号）第十五条の四の四第一項の産業廃棄物の無害化処理に係る認定の申請があったので、同条第三項において準用する第十五条第四項の規定に基づき、次のとおり告示する。

- 一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名
 - イ 氏名又は名称 北海道電力株式会社
 - ロ 住所 北海道札幌市中央区大通東一丁目二番地
 - ハ 代表者の氏名 代表取締役社長 真弓 明彦
- 二 無害化処理の用に供する施設の設置の場所
北海道苫小牧市字弁天五百四番六
- 三 無害化処理の用に供する施設の種類
ポリ塩化ビフェニル汚染物の洗浄施設
- 四 無害化処理の用に供する施設において処理する産業廃棄物の種類
ポリ塩化ビフェニル汚染物のうち、電気機器又はOFケーブル（ポリ塩化ビフェニルを絶縁材料として使用した電気機器又はOFケーブルを除く。）に使用された絶縁油であって、微量のポリ塩化ビフェニルによって汚染されたものが塗布され、染み込み、付着し、又は封入されたものが廃棄物となったもの
- 五 申請年月日 平成二十八年十二月九日
- 六 縦覧場所
 - イ 環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部産業廃棄物課
 - ロ 北海道地方環境事務所環境対策課
 - ハ 北海道環境生活部環境局循環型社会推進課
 - ニ 北海道胆振総合振興局保健環境部環境生活課
 - ホ 苫小牧市環境衛生部環境生活課
 - ヘ 苫小牧市環境衛生部環境保全課